



平成26年2月19日  
海上保安庁

## 平成25年の海上犯罪取締りの状況

平成25年の海上犯罪の送致件数は、対前年比247件(3.3%)  
減の7,201件でした。

各種法令別の送致件数については、前年と比べ大きな状況変化はありませんが、近年増加傾向にある漁業関係法令は2,459件で、平成21年以降、5年連続で2,000件を超えています。

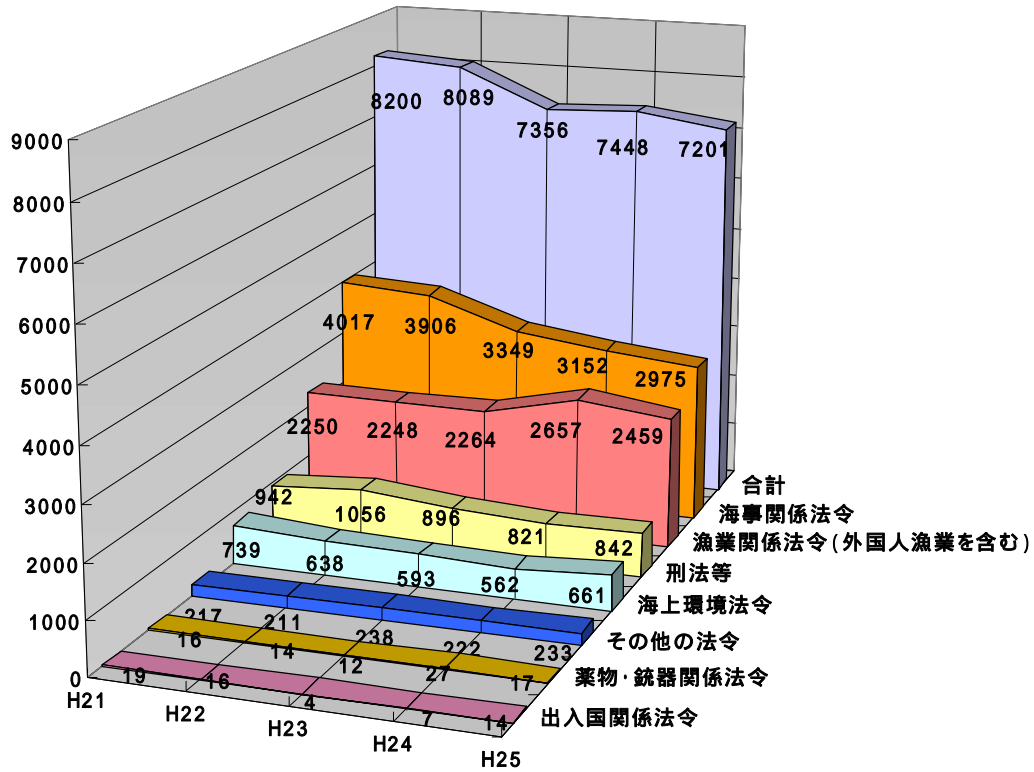
全送致件数の内訳については、海事関係法令が41.3%と最も多く、次いで漁業関係法令(34.1%)、刑法等(11.7%)、海上環境法令(9.2%)等となっており、例年と比べ全送致件数に占める各種法令の割合に大きな変化はありません。

(送致件数の詳細は「別図」をご参照ください。)

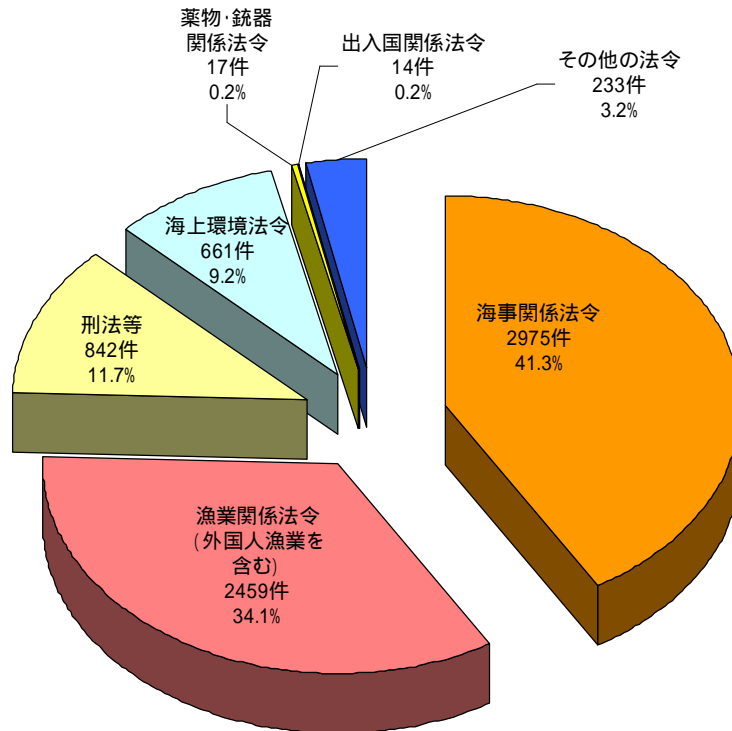
取締り対象となった海上犯罪には多種多様なものがあり、特に注目すべき事件は「別添2」に記載しています。

各種法令別の具体的な内容については、「別添1」をご参照ください。

《法令別送致件数の推移(平成 21 年～平成 25 年)》



《法令別送致件数の構成比(平成 25 年)》



## 海上犯罪取締り等の状況

### 1. 海事関係法令違反の取締り状況

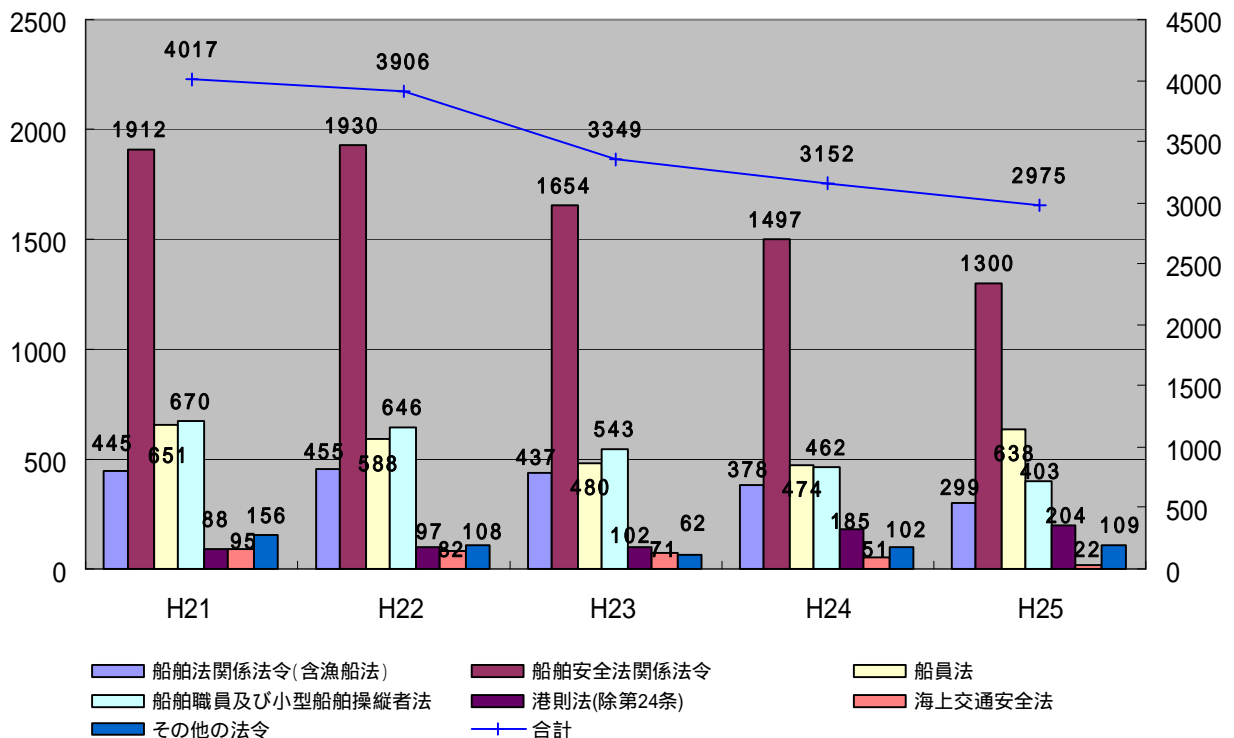
海事関係法令違反の送致件数は2,975件（前年3,152件）で、前年と比較し177件（約6%）減少しました。

法令別では、無検査航行、定員超過や区域外航行等を規定した船舶安全法違反の送致件数が1,300件で、全体の約44%を占め、次いで船員の労働基準等を規定した船員法違反が638件で全体の約21%、無資格運航の禁止等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が403件で全体の約14%を占めています。



海上保安庁では、区域外航行や無資格運航のような海難の発生に結びつくおそれのある事犯の取締りや、マリンレジャー活動が活発化する時期等の取締りを強化していきます。

《海事関係法令違反の法令別送致件数の推移》



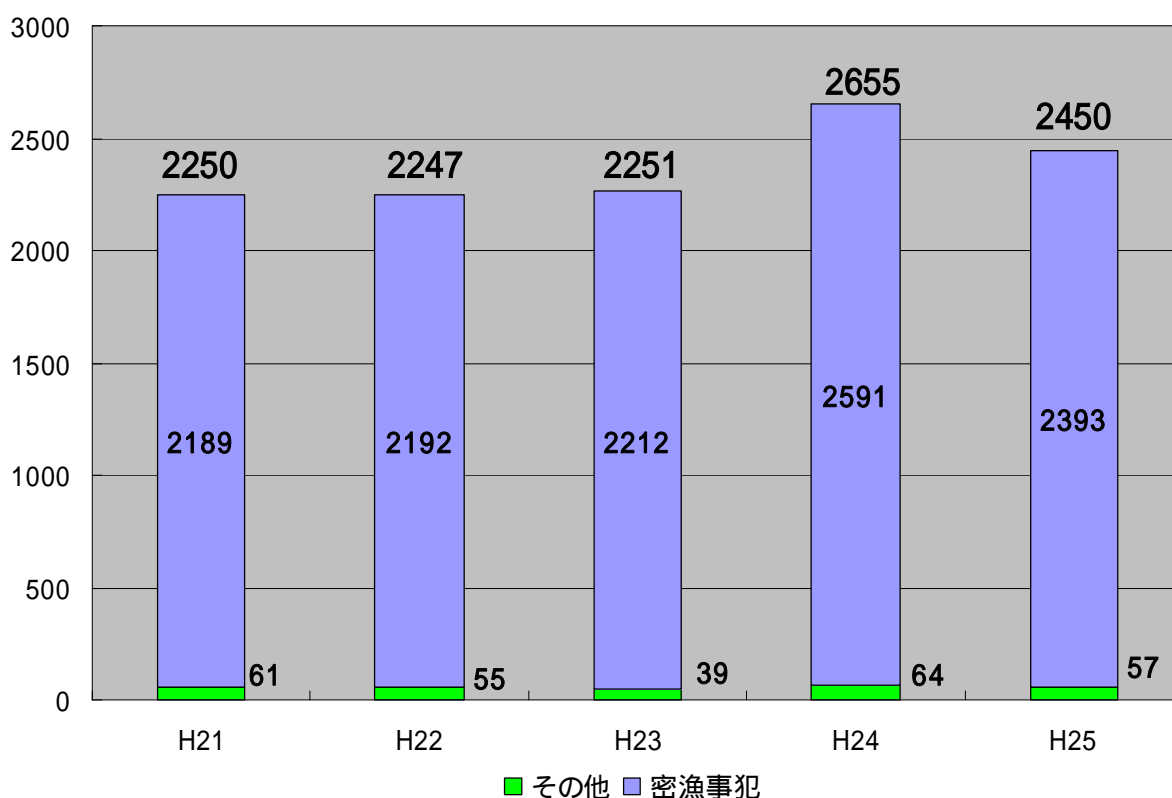
## 2. 漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の取締り状況

漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く)の送致件数は 2,450 件(前年 2,655 件)で、前年と比較し 205 件(約 8%)減少しました。

漁業関係法令の中でも無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる「密漁」事犯については、2,393 件(全体の約 98%、前年と比較して 198 件減少)を送致し、平成 21 年以降、5 年連続で 2,000 件を越えています。



### 《漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く)の法令別送致件数の推移》



密漁は、個人的な消費を目的とした一般市民によるものから、暴力団による資金獲得を目的とし、見張りや買受業者が一体となった組織的で大掛かりなものまで多岐に亘っています。大規模な事案としては、密漁による水揚げが6,000万円を超えるものもありました。



**密漁に使用されたボート及び資器材等**

海上保安庁では、地元漁業者からの要請があることも踏まえ地域特性に応じた取締りを行うとともに、情報収集の徹底、監視の強化など、今後も悪質な密漁事犯の取締りに取り組んでいきます。

### 3 . 外国人漁業関係法令違反の取締り状況

外国人漁業関係法令違反の検挙隻数は 11 隻（前年 7 隻）で、前年より 4 隻増加しました。法令別では、「外国人漁業の規制に関する法律」が 2 隻（領海内違法操業）、「排他的経済水域における漁業等の規制に関する法律」違反が 6 隻（無許可操業）、漁業法違反が 3 隻（立入検査忌避）でした。



我が国周辺海域の水産資源を狙い、違法操業を行う外国漁船は跡を絶ちません。これらの外国漁船は、取締りを逃れるため、夜間、荒天下に違法操業を行い、巡視船艇・航空機からの停船命令に従わず、摘発を逃れるためにジグザグに逃走するなどその態様は悪質です。

海上保安庁では、国内外関係機関のほか地元漁業者などの地域住民との連携協力を図りつつ、情報収集の徹底、監視の強化など、今後も違法操業を行う外国漁船の取締りに取り組んでいきます。

《外国漁船の国籍別検挙隻数の推移》

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
韓 国	0	0	2	5	3
中 国	1	1	6	1	3
ロシア	0	0	0	0	0
台 湾	1	2	1	1	3
その他	0	0	2	0	2
合計	2	3	11	7	11

(単位：隻)

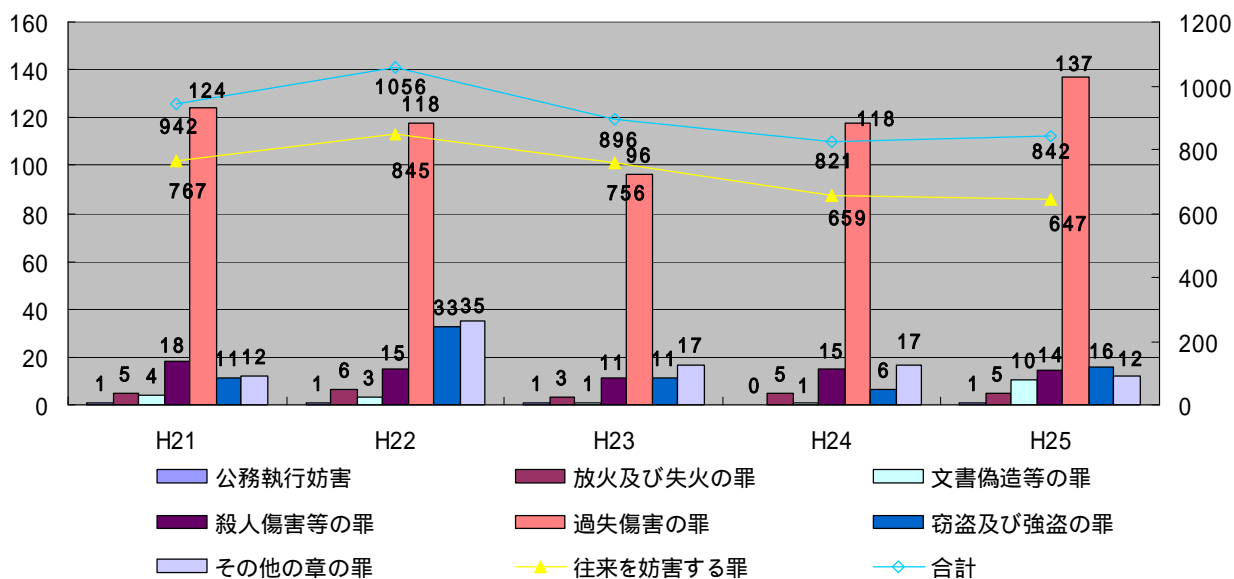
## 4 . 刑法犯の取締り状況

刑法犯の送致件数は 842 件(前年 821 件)で、前年と比較し 21 件(約 5%)増加しました。衝突や乗揚げ等、往來を妨害する罪が 647 件(前年 659 件)で全体の約 77%、次いで乗船者を負傷させる等、過失傷害の罪が 137 件で全体の約 14%、窃盗及び強盗の罪が 16 件(前年 6 件)で全体の約 2%となっています。

海上保安庁では、悪質な衝突逃走事犯や窃盗事犯などにおける証拠収集・保全・分析に迅速かつ的確に対応するため、鑑識・鑑定体制の強化や資器材の充実に取り組んでいきます。



《刑法犯の罪種別送致件数の推移》





## 5. 海上環境関係法令違反の取締り状況

海上環境関係法令違反の送致件数は661件(前年562件)で、前年と比較し99件(約18%)増加しました。

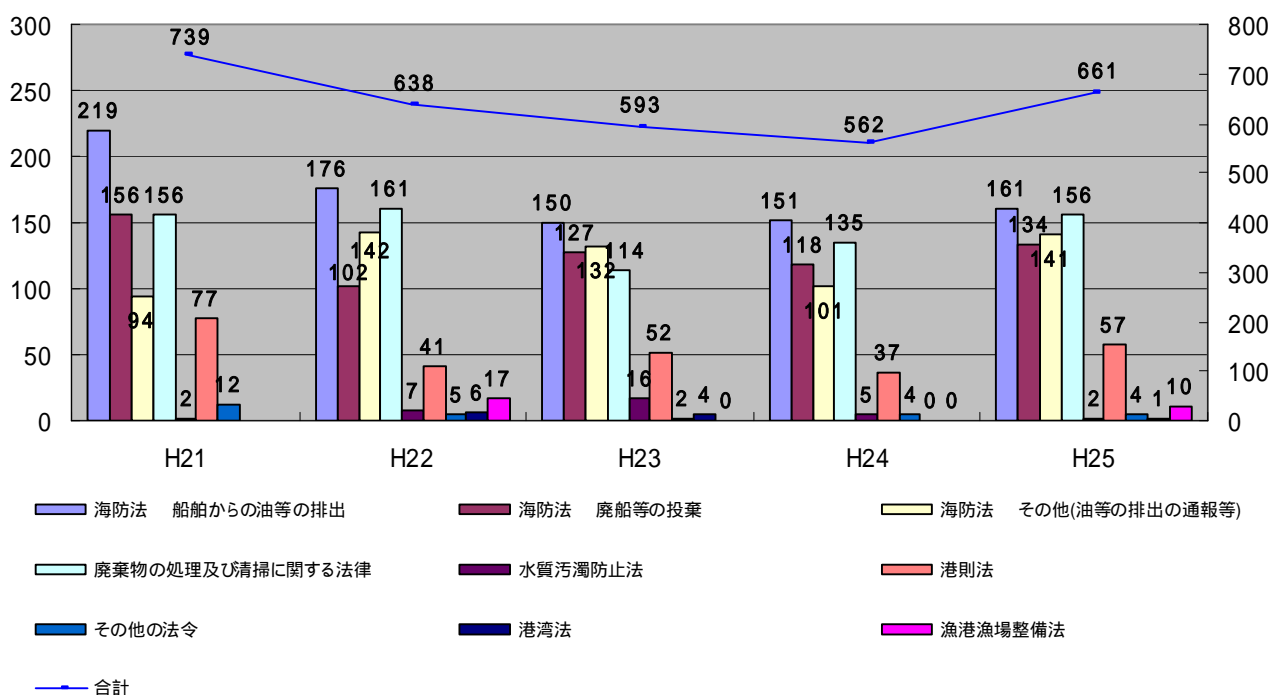
法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の送致件数が436件で全体の約66%を占め、次いで廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の送致件数が156件で全体の約24%を占めています。



なお、外国船舶に対する油等の不法排出事犯の取締りについては、国際条約に基づく担保金の提供による釈放制度を適用しており、その結果、13件(前年11件)の油等の不法排出事犯について、担保金の提供を受けました。

海上保安庁では、引き続き関係機関や地域住民と連携・協力して、港内等における油や汚染水の不法排出事犯や廃棄物の不法投棄事犯の実態を把握するとともに、航空機の広域監視能力を活用し、外国船舶による油等の不法排出事犯の監視を効率的に実施するなどして海上環境事犯の取締りに取り組んでいきます。

《海上環境法令違反の法令別送致件数の推移》



( 海防法:海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 )



## **6 . 出入国関係法令違反の取締り状況**

平成 25 年の出入国関係法令違反の送致件数は 14 件(前年 7 件)で、前年と比較し 7 件増加しました。

近年の船舶による不法出入国事犯の手口については、過去多発したコンテナ内への潜伏や隠し部屋等に大量の不法出入国者を隠匿するものから、船員が密航の成功報酬を目的に密航斡旋ブローカーから依頼を受け、貨物船や高速小型船に少人数を乗船させて密航させるものや、偽変造船員手帳等を利用して他人になりすますものへと手法が変化しており、密航の手口が巧妙化しています。

また、北太平洋沖合いで操業する外国漁船が、本邦水域に緊急入域した際、過酷な船内環境などを理由として、船員が海中に飛び込み、本邦に不法上陸しようとする事案も発生しています。

詳細については、平成 26 年 2 月 19 日付、公表の「平成 25 年における密輸及び密航取締り状況について(海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載)」を参照してください。

## **7 . 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況**

平成 25 年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は、17 件(前年 27 件)で、前年と比較し 10 件減少しました。

海上からの密輸事犯は、昨年に引き続き、船員を利用したものや、暴力団が関与した覚醒剤密輸事件を摘発しており、組織的な犯行が認められます。

また、神奈川県横須賀市等の海岸において大量のコカインが漂着した事案も発生しています。

詳細については、平成 26 年 2 月 19 日付、公表の「平成 25 年における密輸及び密航取締り状況について(海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載)」を参照してください。

## 8 . その他の法令違反の取締り状況

その他の法令違反の送致件数は、不法無線局の開設等の電波法違反 128 件をはじめとする 232 件(前年 222 件)で、前年と比較し 10 件(約 5%)の減少となりました。

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」については、船舶保安情報を適正に通報することなく入港した船舶について 5 件(前年 6 件)を検挙しております。

なお、外国から本邦の港へ入港しようとする船舶から、58,601 件(前年 59,602 件)の船舶保安情報の事前通報があり、これら入港船舶のうち、船舶保安情報の通報内容等から保安措置(船舶に義務づけられた自己警備)が的確に講じられているかどうか調べる必要がある船舶 2,940 隻(前年 3,651 隻)に対して海上保安官による立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行った結果、問題のある船舶は認められず、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。

また、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」については、99 隻(前年 265 隻)の外国船舶に対して同法に基づく立入検査を実施しましたが、検挙に至った例はありませんでした。

海上保安庁は、外国船舶の不審な行動を抑止するため、引き続き同法を適確に運用して、領海等の安全の確保に万全を期すこととしています。

## 注目すべき事件

## 【海事関係法令】

定員超過した状態で渡船を運航したとして船長及び運営会社を検挙（横須賀海上保安部）

平成 25 年 9 月、横須賀海上保安部は、旅客船等を運航している会社が、旅客船の旅客定員が 12 名であるところ、19 名（7 名超過）を乗船させ、また救命胴衣が不足した状態で運航したことを確認したことから、同船船長及び船舶所有者である同社を船舶安全法違反（定員超過・臨時検査不受検航行）で検挙しました。

同社の行為は、法律違反となるばかりでなく、安全確保を怠ったことにより、人命に関わる重大な海難に発展するおそれをはらんでいたもので、たいへん危険な行為でした。

## 【漁業関係法令】

広域密漁グループを逮捕（釜石海上保安部他）

平成 25 年 8 月、釜石海上保安部は、岩手県下閉伊郡普代村弁天漁港において、宮古海上保安署、八戸海上保安部と連携し、潜水器を使用してあわびを密漁した北海道在住の密漁グループ 9 名を岩手県漁業調整規則違反容疑で現行犯逮捕し、



密漁したあわび約 166 キログラム及び犯行に使用した船外機付ゴムボート 1 隻を押収しました。また、その後の捜査で、あわび約 230 キログラムを採捕した容疑で、上記 9 名を再逮捕するとともに、新たに判明した共犯者 1 名を逮捕しました。

本件は、東日本大震災により、岩手県沿岸部の漁業が壊滅的な被害を受け、未だ操業できない地元漁業者も存在するところ、残された貴重な漁業資源であるあわびを密漁するという、極めて悪質な犯罪でした。

## 【外国人漁業関係法令】

### 沖縄県宮古島沖での中国さんご漁船による違法操業を相次いで逮捕(宮古島海上保安署)

平成 25 年 2 月、那覇航空基地所属航空機が、沖縄県宮古島沖の我が国 EEZ で違法操業中の中国さんご漁船を発見しました。中国漁船は、急行した巡視船の停船命令に従わず、漁具を投入したままジグザグに逃走を続けましたが、巡視船が一瞬の間をつき強行接舷を行い、海上保安官が移乗し、被疑者を現行犯逮捕しました。翌日、代



逃走する中国漁船を追跡する巡視船

理人から担保金制度に基づく担保金の提供を保証する書面が提出され、「排他的経済水域における漁業等の規制に関する法律」に基づき中国人船長を釈放しました。

その後、同年 3 月、11 月にも、この海域で中国さんご漁船による違法操業が発生しており、海上保安庁では、それぞれ被疑者を現行犯逮捕しています。

## 【刑法犯】

### 虚偽遭難通報者を検挙(尾道海上保安部)

平成25年2月、尾道海上保安部は、平成24年12月、愛媛県沖の海上において、国際VHF16chで「爆発、座礁、火災海難により船体を放棄する」旨の虚偽の遭難通報を行ったことにより、当庁の業務を妨害したとして、通報者を偽計業務妨害及び電波法違反(虚偽遭難通信)で検挙するとともに同人に損害賠償を請求し支弁させました。

このような虚偽の通報は、犯罪や海難などに対する海上保安庁の初動対応に重大な支障をきたすおそれがあり、看過することのできない犯罪です。

なお、虚偽遭難通信による電波法違反での摘発は、海上保安庁初でした。

## 【海上環境法令】

### 船名を隠蔽して廃船を不法投棄した漁業者を逮捕（三池海上保安部）

平成 25 年 3 月、三池海上保安部は、有明海において、両舷の船名を黒色塗料で塗り潰し、ドリル等で穴を開けた廃船を不法投棄した漁業者を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反（廃船の不法投棄）容疑で逮捕しました。

本事件は、不要になった廃船を不法投棄するため、船体に穴を開け、沈没させることを画策し、また、万一船体が発見されたとしても、船名等が判明しないよう黒色塗料で塗り潰す等隠蔽工作を行ったもので、極めて悪質な船舶投棄事犯でした。



海上に不法投棄された廃船



船名が塗り潰された状態

## 【その他の法令】

### リベリア共和国籍貨物船を船舶保安情報の無通報容疑で検挙（門司海上保安部）

平成 25 年 11 月、門司海上保安部は、リベリア共和国籍貨物船が韓国（馬山）から関門海峡を通峡してカナダ（ビクトリア）へ向かうに際して「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく船舶保安情報を関門海峡入域の 24 時間前までに通報しないまま関門海峡に入域したとして、同船船長を同法律違反等で検挙しました。